

小規模修繕希望者の登録を申請される方へ

令和6・7・8年度において、鹿児島市（市立病院、交通局、水道局及び船舶局を含む。）が発注する小規模な修繕（発注予定額50万円以下）の受注を希望される方は、下記により受注希望者としての登録申請を、随時受け付けますので、受付期間内に提出してください。

記

1 申請書の受付期間等

令和6年5月7日（火）から令和9年1月29日（金）まで

（土曜日、日曜日、休日及び各年度の12月29日から1月3日までを除く。）

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

2 申請書の提出方法

(1) 提出書類及び部数

鹿児島市小規模修繕希望者登録申請書、添付書類 各1部

※申請書等は、鹿児島市ホームページからダウンロードするか、鹿児島市契約課にある所定の用紙を使用してください。また、添付書類は「8 添付書類」一覧表に基づき提出してください。

(2) 提出先・問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市契約課 物品契約係（本館3階）

電話 099-216-1161（直通）

(3) その他

申請書類は、郵送又は直接持参してください。郵送の場合、令和9年1月29日（金）の消印まで有効です。

提出された書類に不備がある場合は、「仮受付」としますので、別途指示する期日までに不足書類等を送付してください。なお、その際は連絡いたしますので、必ず申請書に連絡先を記入してください。（許認可や資格の有効期限が切れたもの、指定期間外の証明は受け付けることができず、差替えが必要となりますので、早めに準備を進めてください。）

また、「受付票」の返送を希望する場合は、受付票の《申請者記入（名称・商号）》の欄を記入して、返送用の長3封筒（84円切手貼付）を同封してください。

3 決定通知

申請月の翌月以降に通知する予定です。

4 登録の有効期間

鹿児島市小規模修繕希望者登録名簿に登録された日から、令和9年3月31日まで。

5 登録の対象となる修繕の種類

内容が軽易で、かつ、履行が容易であると認められる50万円以下の修繕が対象となります。

(別表) 修繕業種の分類表

分類 番号	修繕業種	内容の例示
1	土木一式	
2	建築一式	
3	大工	大工、型枠、造作
4	左官	左官、モルタル、吹付け
5	とび・土工・コンクリート	とび、土工、コンクリート
6	石	石積み、コンクリートブロック積み
7	屋根	屋根ふき
8	電気	送配電設備、構内電気設備、照明設備
9	管	冷暖房設備、空気調和設備、給排水設備、厨房設備、衛生設備
10	タイル・れんが・ブロック	タイル張り、レンガ積み、コンクリートブロック積み
11	ほ装	アスファルト舗装
12	ガラス	ガラス加工取付け
13	塗装	外壁塗装
14	防水	アスファルト防水、モルタル防水、シーリング、シート防水
15	内装仕上	インテリア、天井仕上、壁張り、内装間仕切り、床仕上、 たたみ、ふすま
16	電気通信	電気通信線路設備
17	建具	金属製建具、サッシ、シャッター、木製建具、ふすま
18	消防施設	火災報知設備
19	その他	

※ 修繕業種「9 管」の給排水設備の修繕については、原則として、水道局の指定工事事業者である必要があります。

6 登録者の取扱い

登録者は、鹿児島市小規模修繕希望者登録名簿に登録し、市が発注する小規模な修繕を発注する際の選定の対象事業者になります。ただし、名簿に登録されても、必ずしも見積り参加や契約を約束するものではありません。

また、契約制度の透明性確保のため、名簿については、一般にも公開します。

7 登録できる方

鹿児島市内に本店を有する法人又は住所を有する個人で、希望する業種の履行実績がある者とし、建設業の許可の有無、経営規模、従業員数は問いません。ただし、次のいずれかに該当する者は登録することができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない成年被後見人、被保佐人等又は破産者で復権を得ていない者
(特別の理由がある者を除く)
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (3) 市の建設工事等、物品購入等及び業務委託等の各入札参加有資格業者名簿のいずれかに登録されている者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、契約の相手方として不適当と市長が認める者

8 添付書類

	法人	個人
1	商業登記簿謄本（コピー可） （発行日が登録申請日から起算して3か月以内のもの。）	身分証明書（＝破産、成年被後見人等の通知を受けていないことの証明）（コピー可） （発行日が登録申請日から起算して3か月以内のもの。）※本籍地の市町村で発行
2	納税証明書（コピー可） 鹿児島市発行の「市税」の納税証明書：「市税に滞納がないことの証明書」 （発行日が登録申請日から起算して3か月以内のもの）	
3	資格、免許等を証明する書類の写し	
4	受付票（商号又は名称の欄のみ記入すること。）	

9 申請書の記入要領

項目	法人	個人
所在地・住所	・法人登記簿に記載された所在地	・事務所、店舗等の所在地（市外の場合、代表者の住所が市内であることが要件） ・自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所
商号又は名称 （フリガナ必須）	・商号又は名称	・屋号 ・屋号のない場合は本人の氏名
代表者職・氏名 （フリガナ必須）	・代表権のある者の職名、氏名	・職名は「代表」又は「代表者」 ・本人の氏名
登録希望業種	<ul style="list-style-type: none"> ・「5 登録の対象となる修繕の種類」に記載の別表「修繕業種の分類表」の修繕業種から3業種まで登録できます。ただし、発注担当課で、申請書中「1 登録希望業種」の「受注を希望する具体的な修繕の内容」を見て業者選定をしますので、内容の例示を参考に自ら履行できる修繕内容を記入してください。 ・資格、免許等を有する場合は、その名称を記入し、資格、免許等を証明する書類の写しを添付してください。 	

受注実績	<ul style="list-style-type: none">・登録申請月から起算して直前3年間に履行を完了した修繕の実績について、登録を希望する業種ごとに記入してください。・元請、下請、官公庁、民間を問いません。
廃棄物処理業者との契約状況	<ul style="list-style-type: none">・各廃棄物処理業者との契約がある場合、契約相手先を記入してください。